

### ご利用ください 市民協働支援 センター準備室

市民協働支援センター準備室では、市民協働の推進のための諸業務を行っています。4月1日～5月31日は、一部開所日を変更して運営しますので、次の開所日時をご確認ください。

開所日時 月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時（祝日を除く）

ところ 小金井ポランティア・市民活動センター内（福祉会館は閉館しますが、同準備室は開所しています）

▽ 市民協働・市民活動等の相談（行政と協働した事業の実施、市民活動を行ううえでの課題や悩み、NPO法人の設立についてなど）

▽ 市民活動団体等と行政の間や、市民活動団体相互間の協働のコーディネート

▽ 市民協働・市民活動についての調査活動、情報の収集・発信

▽ 市民協働に関連する行事等への参加・協力

▽ 市民協働の推進に向けた仕組み等の検討

▽ 市民活動団体リストの管理

問合先 同準備室の業務について  
同準備室 ☎042-387-7767、開所日時について  
☎042-387-9923

消費生活実践実行委員会  
参加者募集

毎年10月開催の小金井なかよし市民まつりで消費生活実践を実践し、暮らしに役立つ情報を提供します。

問合先 同準備室の業務について  
同準備室 ☎042-387-7767、開所日時について  
☎042-387-9923

## 「こがねい仕事ネット」をリニューアル

市が運営する就労支援サイト「こがねい仕事ネット」をリニューアルしました。

見やすさ、使いやすさが向上した新サイトをご利用いただけます。

仕事を探したい方、求人を求めている方は、ぜひご利用ください。

なお、求人情報登録・閲覧の利用料は無料ですが、インターネット・携帯電話の通信料は利用者の負担となります。

「仕事を探したい方」パソコンや携帯電話を利用して、求人情報等を簡単に検索・閲覧できます。

「事業所の方」サイトの事業所登録ページ



問合先 経済課産業振興係  
☎042-387-9903

報を発信しています。多くの人が楽しめるような企画とするため、実行委員会を開催します。消費者活動に心のある個人またはグループでご参加ください。

問合先 経済課消費生活係  
☎042-387-9903

「こがねいパレット」実行委員募集

こがねいパレットでは、市民の皆さんの企画・運営で、男女共同参画推進のための講演会や展示等を行っています。今年も、11月ごろに開催します。

対象 市内在住・在勤・在学の方  
定員 10人（多数抽選）

その他 謝礼および保育あり  
申込 4月1日～15日に、電話、Eメール、ファクスまたは直接、企画政策課男女共同参画室（市役所本庁舎2階）  
☎042-387-9853 FAX 042-387-11224

「行政不服審査法が改正」

平成28年4月1日に、行政不服審査法が改正されます。行政不服審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当る行為に関する不服申立ての制度を規定したものです。

今回の改正は、公正性・利便性の向上等の観点から、主に次のような改正がなされます。

▽ 審査請求期間が60日以内から3か月以内に延長されます。

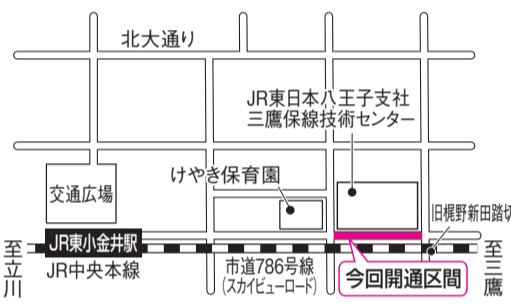
▽ 第三者機関への諮問手続が導入されます。

▽ 審理手続を行う者として、審理員が導入されます。

問合先 総務課 ☎042-387-9805

能（相互通行）となりました。なお、これにより、市内のJR中央本線連続立体交差事業に伴う、すべての側道が開通しました。

問合先 道路管理課工事係  
☎042-387-9905



「JR中央本線まちづくり側道（市道第786号線）全線開通」

市では、平成25年度末に完了したJR中央本線連続立体交差事業に伴い、JR中央本線北側に平行した側道の整備を進めてきました。

このたび、旧梶野新田踏切から三鷹保線技術センター付近までの約240区間の市道786号線（スカイビュースタイル）が開通し、すでに開通済みの側道とながり、全線通行可

## 平成28年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書は5月2日（予定）に郵送

平成28年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産をお持ちの方には、平成28年度分の固定資産税・都市計画税が課税されます。（償却資産は固定資産税のみ）

固定資産税は、課税標準額（※）に税率1・4%を乗じた額、都市計画税は、0・27%を乗じた額です。

課税標準額＝税額算定の基礎となる価格で、原則としてその資産の評価額＝固定資産評価基準（全国的に統一された評価になるよう国が定めた基準）によって評価・決定されたもの

土地 宅地などの評価額は、地価公示価格の7割をめぐりに評価の均衡化を図っています。

課税標準の特例措置 住宅用地（実際に住宅の敷地となっている土地で、住宅

宅地などの評価額は、地価公示価格の7割をめぐりに評価の均衡化を図っています。

平成28年度の負担調整措置は、基準年度であった前年の平成27年度に見直した固定資産評価の課税標準額と比較し、その新たな負担水準の結果で課税標準額を求め、平成

平成28年度の負担調整措置は、基準年度であった前年の平成27年度に見直した固定資産評価の課税標準額と比較し、その新たな負担水準の結果で課税標準額を求め、平成

平成28年度の負担調整措置は、基準年度であった前年の平成27年度に見直した固定資産評価の課税標準額と比較し、その新たな負担水準の結果で課税標準額を求め、平成

平成28年度の負担調整措置は、基準年度であった前年の平成27年度に見直した固定資産評価の課税標準額と比較し、その新たな負担水準の結果で課税標準額を求め、平成

平成28年度の負担調整措置は、基準年度であった前年の平成27年度に見直した固定資産評価の課税標準額と比較し、その新たな負担水準の結果で課税標準額を求め、平成

平成28年度の負担調整措置は、基準年度であった前年の平成27年度に見直した固定資産評価の課税標準額と比較し、その新たな負担水準の結果で課税標準額を求め、平成

28年度の固定資産税を算定します。負担水準の割合が低ければ、本来あるべき水準に到達するまで年々上昇していきます。中には商業地などの非住宅用地で負担水準の到達が一定以上になれば税額が据え置かれる場合もありますが、ほとんどの住宅用地や特定市街化区域農地は上昇していません。

負担調整措置は地価が上昇しても急激な税負担にならないよう、なだらかに上昇させる仕組みです（参考の計算式は左表のとおり）。

「家屋」 評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

「家屋」 評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

「家屋」 評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

「家屋」 評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

「家屋」 評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

「家屋」 評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

「家屋」 評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

「家屋」 評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

「家屋」 評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

「家屋」 評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

### 固定資産税（土地・住宅用地）の税額の算出例

小規模住宅用地（住宅の敷地100㎡）の場合	平成28年度の課税標準額＝平成27年度課税標準額＋（評価額×1/6）×5%
平成28年度の評価額 22,560,000円	3,534,000円＋（22,560,000円×1/6）×5%＝3,722,000円
平成27年度の課税標準額 3,534,000円	④税額
平成27年度の固定資産税 3,534,000円×1.4%＝49,470円	③で求めた課税標準額に税率を乗じます。
（端数処理後の税額）	3,722,000円×1.4%＝52,100円
平成28年度の固定資産税額	（端数処理後）
①住宅用地に対する課税標準の特例措置（表1）	22,560,000円×1/6＝3,760,000円
②負担水準を求めます。（表2）	3,534,000円÷3,760,000円×100%＝93.9%
③負担調整措置	この土地の負担水準は93.9%なので（表3）の100%未満に該当します。